

○次の項目を柱とした、読書活動の推進に関する条例の制定を目指し、議論を進める。

- 子供から大人までの市民全般を対象
- 区の特性に合わせた読書計画の策定
- 学校における読書計画の策定 ※学校…小学校、中学校、高等学校、特別支援学校

《想定される条例の規定内容》

＜目的＞

- 市民一人一人の心豊かな生活、活力ある社会の実現

＜基本理念＞

読書活動は言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付ける上で大切

⇒ 読書活動の推進に関する施策は、市民一人一人が豊かな活字文化の恵沢を享受することができる環境を整備することを重視して実施

＜市の責務＞

- 市民の読書活動の推進に関する施策を総合的に策定・実施
- 区は、区民の読書活動の推進に関する施策の総合的・計画的な実施を図るための計画を策定

＜家庭・学校・地域における取組＞

○ 家庭における取組

- ・ 読んだ本の感想を話し合うこと等により、読書の楽しさを共有し、読書活動がより身近なものと感じられるように配慮

○ 学校における取組

- ・ 各学校の特性、児童・生徒の発達段階に応じ、学校ごとに読書活動推進計画を策定
- ・ 各学校は当該計画に基づき学校図書館を中核として取組を推進

○ 地域における取組

- ・ ボランティア活動等を通じた学校、図書館、地区センター、コミュニティハウス等との連携した取組を推進

＜その他＞

○ 啓発活動

- ・ 市民の読書活動に関する関心・理解を深めるとともに、市民が積極的に読書活動に取り組む意欲を高めるため、毎年11月を「読書活動推進月間」とする。

○ 財政的措置等

- ・ 市は、読書活動の推進に関する施策を実施するために、必要な財政上の措置を講じる。